




2010年2月24日発行（第83号）

## 合宿型若者自立プログラムの受付開始 ～基金訓練の認定基準の改定～

- 中央職業能力開発協会では、平成21年7月から「緊急人材育成・就職支援基金」により、雇用保険を受給できない方に対して、職業訓練の機会を受講料無料で提供（基金訓練）するとともに、訓練期間中の生活費（月10万円又は12万円）の給付（訓練・生活支援給付金）を行っておりますが、本日（平成22年2月24日）から、この基金訓練の対象に新たに「合宿型若者自立プログラム」を追加し訓練計画の認定申請の受付を開始いたします。

合宿型若者自立プログラムは、様々な要因により、相当期間、教育訓練も受けず、就労することもできない若者に対して、合宿形式による集団生活の中での生活訓練、労働体験、社会的事業等分野の業務についてのOJT等を組み合わせた教育プログラムにより、社会人、職業人として必要な基本能力の習得、勤労観の醸成を図るとともに、働くことについての自信と意欲を付与することにより、就労に導くことを目的として実施するものです。

- 今般、合宿型若者自立プログラムについて基金訓練として満たす必要がある要件を定めるため、基金訓練の認定基準を改定しました。
- 基金訓練のコース設定に際しての相談や訓練計画の認定申請の受付は、独立行政法人雇用・能力開発機構の都道府県センターにおいて行っております。
- 詳しくは JAVADA ホームページ  
JAVADAトピックス（平成22年2月24日） 
- <http://www.javada.or.jp/topics/pdf/h20100224-3.pdf>

担当：中央協会 事業部  
基金訓練課  
鈴木（すずき）  
TEL 03-5800-3591  
FAX 03-5800-3726

### JAVADAの主な業務紹介

- 「ものづくり・技能の継承と発展」 ● 「職業能力評価制度・試験の開発と実施」
- 「国際協力の推進」 ● 「キャリア形成の支援」 ● 「能力開発に役立つ情報の発信」

<http://www.javada.or.jp/>

（※当ニュースの送付先等に変更がある場合は、お手数ですがご連絡頂きますようお願いいたします。）